附則第五条中「令和三年度」を「令和四年度」に改める。

附則第九条第一項中「令和三年度」を「令和四年度」に、「附則第四条第二号及び第四号」を「附則第四条第一項第二号」に、「に二千五百億円を加算した額から同条第八号」を「から同項第六号」に改め、同条第二項中「令和四年度」を「令和五年度」に改め、同条第三項中「令和四年度から令和二十六年度まで」を「令和五年度から令和二十六年度まで」に、「、令和四年度」を「、令和五年度」に改め、同項第一号の表を次のように改める。

年度	金額
令和五年度	千二百十七億円
令和六年度	八百三十四億円
令和七年度	七百七十五億円
令和八年度	五百三十五億円
令和九年度	五百四十八億円
令和十年度	四百五十五億円
令和十一年度	四百二十八億円
令和十二年度	四百二十一億円
令和十三年度	三億円
令和十四年度	三億円

附則第九条第三項第二号中「令和四年度」を「令和五年度」に改める。

附則第十条第一項中「第二条第三項」を「第三条第一項」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「前項に規定するもののほか、」を削り、「地方公共団体金融機構法」の下に「（平成十九年法律第六十四号）」を加え、同項を同条第三項とする。

附則第十一条第二項並びに第十二条の四第一項及び第三項中「及び第四項」を削る。

（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正）

第三条　地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「都民税を含む。以下同じ」を「都民税を含む。第三条において同じ」に、「区民税を含む。以下同じ」を「区民税を含む。同条において同じ」に、「控除（次条第二項及び」を「控除（」に改め、「、自動車税の環境性能割の収入が同法附則第十二条の二の十第二項の規定による非課税及び同法附則第十二条の二の十二第二項の規定による税率の特例（次条第二項及び第三条の二において「自動車税税率特例等」という。）により減少すること並びに軽自動車税の環境性能割の収入が同法附則第二十九条の八の二の規定による非課税及び同法附則第二十九条の十八第三項の規定による税率の特例（次条第二項及び第三条の三において「軽自動車税税率特例等」という。）により減少すること」を削る。

第二条第二項から第四項までを削る。

第三条の見出しを「（地方特例交付金の額）」に改め、同条中「個人住民税減収補塡特例交付金の」を「地方特例交付金の」に、「個人住民税減収補塡特例交付金総額」を「地方特例交付金総額」に改める。

第三条の二及び第三条の三を削る。

第四条第一項中「第二条第四項」を「前条第二項」に改める。

第五条第一項の表四月の項中「個人住民税減収補塡特例交付金の」を「地方特例交付金の」に、「個人住民税減収補塡特例交付金総額」を「地方特例交付金総額」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「及び第二項」を削り、同項を同条第四項とする。

第八条第一項中「第二条第一項」を「第二条」に改め、同条第二項中「第二条第四項」を「第三条第二項」に、「同条第一項」を「同法第二条」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和四年四月一日から施行する。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の地方交付税法（次条において「新地方交付税法」という。）の規定は、令和四年度分の地方交付税から適用し、令和三年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

（令和四年度における基準財政収入額の算定方法の特例）

第三条　令和四年度分の地方交付税に係る新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第三項の規定の適用については、同項の表道府県の項第十二号中「前年度の特別法人事業譲与税の譲与額」とあるのは「当該年度の特別法人事業譲与税の譲与見込額として総務大臣が定める額」と、同項第十七号中「前年度の森林環境譲与税の譲与額」とあるのは「当該年度の森林環境譲与税の譲与見込額として総務大臣が定める額」と、同表市町村の項第十二号中「前年度の地方消費税交付金の交付額」とあるのは「当該年度の地方消費税交付金の交付見込額として総務大臣が定める額」と、同項第二十一号中「前年度の森林環境譲与税の譲与見込額として総務大臣が定める額」とあるのは「当該年度の森林環境譲与税の譲与額」とする。

（特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第二条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、令和四年度の予算から適用する。

（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五条　第三条の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（次項において「新特例交付金法」という。）の規定は、令和四年度分の地方特例交付金及び地方交付税から適用し、令和三年度分までの地方特例交付金及び地方交付税については、なお従前の例による。

2　令和四年度分の地方特例交付金に限り、新特例交付金法第五条第一項の規定の適用については、同項の表四月の項中「地方特例交付金の額」とあるのは「地方交付税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第二号）第三条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（以下この表において「旧法」という。）第二条第二項に規定する個人住民税減収補塡特例交付金の額」と、「地方特例交付金総額に」とあるのは「旧法第三条第一項に規定する個人住民税減収補塡特例交付金総額に」とする。

津波対策の推進に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

総務大臣　金子　恭之

財務大臣　鈴木　俊一

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第三号

津波対策の推進に関する法律の一部を改正する法律

津波対策の推進に関する法律（平成二十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項に次の一号を加える。

六　地域の特性に応じた津波避難施設、津波避難施設への避難路等の整備の推進